



スパークス・アセット・マネジメントがトーセイ・リート投資法人＜3451＞株式の大量保有報告書を提出



トーセイ・リート投資法人＜3451＞について、スパークス・アセット・マネジメントが12月2日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約」及び「投資信託委託契約」に基づく純投資によるもの。

報告書によると、スパークス・アセット・マネジメントのトーセイ・リート投資法人株式保有比率は、5.56%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年11月28日。